

< 保有個人情報に関する請求をする際に必要な書類 >

1 本人が請求する場合

必要な書類	請求書を持参するとき (①・②のどちらか)	請求書を郵送するとき	郵送交付を希望するとき (①・②のどちらか)
運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カード 国又は地方公共団体が発行した免許証、許可証、資格証明書 であって、写真貼付、住所及び氏名の記載があるもの (例) 戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳等	① 1種類を提示	2種類の写しを同封	① 提示又は同封する必要書類に住所が記載されていること ② 住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書の写しを提示又は同封
請求者が本人であることを確認できる書類 (例) 被保険者証、母子健康手帳、写真貼付の社員証、年金手帳、年金証書、国税又は地方税の領収書等	② 2種類を提示		

2 法定代理人が請求する場合

必要な書類	請求書を持参するとき (① ②の両方)	請求書を郵送するとき (① ②の両方)	郵送交付を希望するとき (①・②のどちらか)
法定代理人自身の <u>1 本人が請求する場合</u> に掲げる書類	① <u>1 本人が請求する場合と同様</u>	① 2種類の写しを同封	① 提示又は同封する必要書類に住所が記載されていること ② 住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書の写しを提示又は同封
法定代理人であることを確認できる書類 (例) 戸籍謄本、登記証明書類等	② 1種類を提示	② 1種類の写しを同封	

3 任意代理人が請求する場合（※ 保有特定個人情報に係る請求に限る。）

必要な書類	請求書を持参 (① ② ③のすべて)	請求書を郵送 (① ② ③のすべて)	郵送交付を希望するとき (①・②のどちらか)
任意代理人自身の <u>1 本人が請求する場合</u> に掲げる書類	① <u>1 本人が請求する場合と同様</u>	① 2種類の写しを同封	① 提示又は同封する必要書類に住所が記載されていること ② 住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書の写しを提示又は同封
本人による委任状	② 提示	② 原本を同封	
委任状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書	③ 1種類を提示	③ 1種類の写しを同封	
本人の <u>1 本人が請求する場合</u> に掲げる書類			

4 死者に関する情報について請求する場合

死者に関する情報は、原則として、請求の対象外です。ただし、相続財産に関する情報のように、死者の情報が遺族の個人情報であると認められる場合には、当該遺族の個人情報として請求の対象となります。その場合は、次に掲げる書類が必要になります。

必要な書類	請求書を持参 (① ②の両方)	請求書を郵送 (① ②の両方)
死者が死亡していることを証明する書類 (例) 戸籍謄本、戸籍抄本、死亡の記載がある住民票の写し、死体火葬許可証、死亡診断書等	① 提示	③写しを同封
死者に関する情報が自身の情報であることを示す書類 (例) 遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書等	② 提示	③写しを同封